# 災害情報共有ツール開発共同研究に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と株式会社建設技術研究所（以下「乙」という。）は、災害時の的確な避難指示発令等に向けた共同研究に連携して取り組むこととし、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、気象予測と水理現象解析に基づいた緊急対応時の意思決定を支援する情報共有ツール（以下「本ツール」という。）の開発のため共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施することを目的とする。

（研究内容）

第２条　本共同研究の内容は以下のとおりとし、その詳細は甲乙協議して定めるものとする。

(1)　浸水予測モデルの開発

(2)　本ツールの開発

(3)　本ツールの試験運用と評価

（費用負担）

第３条　甲が本ツールを利用する際に費用は発生しない。なお、本ツールの開発に必要となる資料やデータの収集および提供等の甲の作業に要する費用については甲が負担する。

（情報提供）

第４条　甲及び乙は、各自が保有する本共同研究の遂行に必要な資料、情報等を相互に開示する。ただし、法令の規定により守秘義務や第三者との契約により秘密保持義務を負っているものはこの限りでない。

（秘密保持）

第５条　甲及び乙は、本共同研究により知り得た情報を、予め相手方の文書による承諾を得た場合を除き、第三者に開示してはならない。

（個人情報の取扱い）

第６条　甲及び乙は、相手方に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定める個人情報の受け渡しは行わないこととする。

（本ツールの取扱い等）

第７条　本ツールの取扱いは、以下のとおりとする。

(1)　本ツールに関する著作権等の権利は、甲又は乙が単独で作成したものは甲乙それぞれの単独所有とし、甲及び乙が共同で作成したものは原則として甲乙の共有とする。本ツール構築前に本ツールに関連する甲及び乙が有していた著作権等に関する権利は、甲及び乙それぞれに留保されるものとする。

(2)　甲は、本ツールについて、逆アセンブル、逆コンパイル等のリバースエンジニアリングを行なわないものとする。

(3)　乙は、本ツールを自由に改変し、第三者に使用許諾等を行うことができるものとする。
(4)　甲及び乙は、事前に相手方と協議した上で、本ツールについて、論文等を外部に発表することができるものとする。
(5)　甲及び乙は、本ツールに関して発明をしたときは、共同で特許等の出願をすることができるものとする。出願にあたっての持分、費用等の負担については、甲乙協議して定めるものとする。
２　甲が本ツールを本運用するときの取扱いは、甲乙協議の上定めるものとする。

（暴力団等排除に係る措置）
第８条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
(2)　暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
(3)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用する等などしていると認められるとき。
(4)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
(5)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(6)　法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（義務の不存在）
第９条　甲及び乙は、本協定に別段の定めがない限り、本協定の締結により、いずれに対しても別段の契約の締結、その他の義務を課すものでない。

（非排他性）
第 10 条　甲及び乙は、本協定の連携事項であるか否かを問わず、本協定の締結をもって、第三者との協業その他の事業の実施が制約されるものではないことを確認する。

（有効期間）
第 11 条　本共同研究の有効期間は、本書を取り交した日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲乙協議の上延長することができる。
２　前項の定めによらず、第５条及び第７条については、本協定の有効期間終了後も５年間効力を有するものとする。

（解除）
第 12 条　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、直ちに本協定を解除することができる。
(1)　本協定の重要な条項に違反したとき。
(2)　秘密保持義務に違反したとき。
(3)　差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、又は破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき。
(4)　自ら振出し、若しくは引受けた手形又は小切手につき不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
(5)　営業の廃止又は解散の決議をしたとき。
(6)　前各号に掲げるもののほか、財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
２　甲及び乙は、前項各号に定める場合のほか、本協定を継続しがたい特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上、相手方に損害賠償の請求をすることなく本協定を解除することができる。

（その他）
第 13 条　本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項並びに本協定の変更については、その都度甲乙協議の上処理する。

以上、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年４月２０日

甲　福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地
伊達市長　　須 田　博 行

乙　宮城県仙台市青葉区一番町 4 丁目 1 番 25 号
株式会社 建設技術研究所 東北支社
常務執行役員支社長　　天 野　光 歩